

令和6年4月17日

隊員及び装備品管理のスマート化に関する情報・提案要求書

1 要求の目的

(1) 防衛省・自衛隊側のニーズ

情報通信技術の急速な進展等を背景に、今後、より一層、戦闘様相が迅速化・複雑化していくと想定されるところ、こうした状況において、戦いを制するためには、各級指揮官の適切な意思決定を相手方よりも迅速かつ的確に行い、意思決定の優越を確保する必要がある。その上で、航空機の運用に際して、迅速かつ的確な意思決定を確保するためには、航空機の地上における位置や補給・整備状況、各種補用品等の在庫状況、整備員等の関係する隊員の位置について、常に最新の情報を把握することが重要である。

このため、民生分野で利用されている物流や人員の把握に係る先進的な技術を取り込むことで、こうした情報の把握の高速化や自動化を図るとともに、把握した情報を集約し、地図上に位置情報等を表示できる試験環境を整備する必要がある。

(2) 募集の目的

この情報・提案の募集は、航空自衛隊における指揮官の意思決定に寄与するためのシステムの早期装備化に向けて、情報収集の一環として、企業等から情報・提案について広く募集を行うものである。今後、企業等から提出された情報・提案の内容を踏まえて、事業の更なる具体化を行っていく。

(3) 情報・提案を求めるシステムの概要（一法人で複数選択可能）

	種別	概要
①	物品等の管理システム	航空自衛隊が運用する各種物品(航空機や誘導弾それを構成する各種補用品等)の位置情報(在庫や輸送状況を含む)をリアルタイム又はニアリアルタイム(1時間以内を基準)で確認可能とするデバイス及び管理システム
②	隊員の位置把握システム	航空自衛隊に所属する隊員について、基地内の施設等又は移動中等の位置状況をリアルタイム又はニアリアルタイム(1時間以内を基準)で確認可能とするデバイス及び管理システム
③	情報整理のための試験環境	主に民間サーバーで提供され、複数の異なるデータベースの情報の統合を可能とし、その情報の表示を防衛省・自衛隊側で任意に変更が可能なシステム
④	①～③のいずれか複数をもとめたシステム	上記①～③のいずれか複数のシステムをまとめてパッケージとして扱うことのできるシステム

令和7年度(2025年度)までに概念実証(※)を行い、当該システムを導入する場合における有用性や費用対効果を防衛省・自衛隊側が判断できるようにすること。

※ 提案内容の実現性、有用性、費用対効果等を予め確認する必要があるため、要すれば、試作機や実機を用いて国内で実証を行うもの

2 提出を求める事項

○：必須事項

△：提出を求めるが必須ではない事項、又は提案者が必要と判断すれば記載する事項(記述しない場合はその理由を付記)

	物品等の管理システム	隊員の位置把握システム	情報整理のための試験環境	左記のいずれか複数をもとめたシステム
(1) 防衛省・自衛隊側の要求目的を踏まえて企業等が提案する具体的な情報や問題解決に資する構想・手段など	○	○	○	△
(2) 当該情報や提案内容の防衛省外での実績や取組みの成果	○	○	○	△
(3) 事業のスケジュール	○	○	○	△
(4) 事業に要するコスト、実施すべき内容、作業体制	○	○	○	△
(5) 事業後、改良してバージョンアップする余地がある場合は、バージョンアップしたシステムの機能・性能と運用開始までのロードマップ	△	△	△	△
(6) 既存の情報システムのシステムインテグレーターとの連携に関する要望の有無及び内容	△	△	△	△
(7) 事業に際して防衛省・自衛隊側の協力が必要な事項	△	△	△	△
(8) 事業を通じて想定される各種リスク（技術課題含む）とその解決策・低減策	○	○	○	△
(9) 事業の実現の成果として想定される具体的な知的財産（設計図、インターフェース、構成品、ノウハウ、手法など）及び器材（契約の履行のために製作し又は購入する器材等）。また、そのうち自社に権利を帰属すべきと考えているもの	○	○	○	△
(10) 運用に際しての国内法令との適合性や同法令に基づく又は準じた安全性等の確保要領。	○	○	○	△
(11) 情報や提案の独自性（関連する特許・意匠・実用新案のほか、製品等の競争力、特殊な製造基盤の有無やマーケットでのシェア、ライセンスの有無など）	○	○	○	△
(12) 事業に際して、オープンソース、COTSを利用する場合は、その入手先、名称及び概要、ライセンスの種別	○	○	○	△
(13) これまでの業務実績	○	○	○	△

※) 上記のいずれの項目の記載に際しては、早期装備化の視点に立脚すれば、留保をつけずに具体的かつ詳細な記述内容の方が望ましく、当該提案の速やかな事業成立の確度が高まることに留意。

3 提出方法等

(1) 意思表示

- ① 情報・提案書を提出する意思がある企業等は、令和6年4月25日1700（必着）までに、必要事項（法人名、住所、担当者名、電話番号、メールアドレス、提出する情報・提案書の件名）を明記又はHP掲載の入力フォーム（Excel）に入力の上、メール又は郵送により、情報・提案書を提出する意思があることを防衛装備庁装備政策部装備政策課に提出すること。
- ② また、意思表示後、提出を辞退する場合も同じ宛先に通知すること。

メール：soukisoubika-onestop@ext.mod.go.jp

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1 A棟10階
防衛装備庁装備政策部装備政策課（RFI担当）

(2) 情報・提案書の提出締め切り

令和6年5月15日（月）1700まで（必着）

(3) 提出方法等

- ① 上記と同じ宛先にメール又は郵送により提出すること。
- ② 提出する文書の様式は問わないが、使用言語は全て日本語とする。
- ③ 提出する書類が膨大な場合は、別途要約版を作成して同封すること。
- ④ 担当者の連絡先（氏名、所属、電話番号、メールアドレス等）を提供資料に記入すること。

4 防衛省・自衛隊から提供する情報

情報・提案書を提出する意思を表明した企業等には、本要求書のほか、以下の資料を提供する。

「隊員及び装備品管理のスマート化（概念実証）運用ニーズ」

5 その他

- (1) 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第70条又は第71条に定める、一般競争に参加させることができない者又は一般競争に参加させないことができる者に該当する企業等による情報・提案書の提出は受け付けない。
- (2) 情報・提案書の作成に必要な費用は全て作成者の負担とする。
- (3) 提出した情報・提案書の内容に重大な過失等が認められた場合には、適切に修正の上、遅滞なく下記問い合わせ先に連絡するものとする。
- (4) 提出した情報・提案書は返却しない。
- (5) 情報・提案書の提出後、その内容について補足的な説明等を求めることがある。
- (6) 情報・提案書の内容を、予算要求や装備品等の取得などに関する審議、検討等のために活用されることがある。
- (7) 参加意思の事実関係や受領した情報・提案書の内容は、無断で第三者には開示しない。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）に基づく開示請求があった場合には、法第5条第1項各号の規定に該当しないと認められる箇所を開示する場合がある。その際、予め作成者と調整の上、作成者の合意を得られるよう適切に対応する。
- (8) 個別の質問に防衛省・自衛隊側が回答し、当該回答内容を他企業等にも周知する必要がある場合には、他企業等に質問内容を開示する場合がある。
- (9) 提出された情報・提案書に対する評価や省内の検討の進捗等に関する質問には回答しない。

6 問い合わせ先

- (1) 早期装備化実証推進事業に関すること
防衛装備庁装備政策部装備政策課
メールアドレス：soukisoubika-onestop@ext.mod.go.jp
電話番号：03-3268-3111(内線 36910)
- (2) 情報・提案要求書の内容に関すること
航空幕僚監部科学技術官付
メールアドレス：asst1125@ext.aso.mod.go.jp
電話番号：03-3268-3111(内線 60928)